

令和3年度 第11回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和4年2月

魚沼市農業委員会

別紙 1

令和3年度第11回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 16名 定員 19名
欠席 3名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	佐藤新一	
	○	2	浅井典裕	
○		3	森山武郎	
○		4	金井藤郎	
○		5	小岩孝徳	議事参与の制限
○		6	小西正春	
○		7	星美喜雄	
○		8	中澤正規	
○		9	井上昭	
	○	10	今井涉	
○		11	蕪澤芳子	
○		12	大家市衛	
○		13	吉田富美男	
○		14	櫻井信夫	
○		15	姉崎幸男	
○		16	井口恒一郎	
○		17	浅井守雄	
	○	18	桑原正文	
○		19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		松井正人	
○		星野郁子	
○		山之内勉	
○		桑原剛史	

令和3年度

第11回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和4年2月25日

日程	議案番号	付議事件
1		開会宣言 13時30分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について 5番 小岩 孝徳 委員 6番 小西 正春 委員
3	報告第1号 報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について 農用地利用集積計画の決定について
5		その他 閉会宣言 14時10分

令和3年度 第11回魚沼市農業委員会総会議事録

令和3年度第11回魚沼市農業委員会総会は、令和4年2月25日魚沼市地域振興センター2階、コンベンションホールに招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（松井事務局長）

総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち、欠席の届け出があった方、議席番号2番浅井典裕委員、議席番号10番今井渉委員、議席番号18番桑原正文委員の3名です。出席者数16名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから令和3年度第11回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は13時30分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

日程第1報告事項会務報告を議題とします。

事務局（松井事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（森山武郎委員）

第1部会として、特に報告事項はありません。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

第2部会も報告事項はありません。

第3地区部会会長（中澤正規委員）

第3部会についても今月の報告事項はありません。

第4地区部会会長（小西正春委員）

第4部会も報告事項はございません。

広報部会会長（星美喜雄委員）

おかげさまで農業委員会だよりが新たにできましたので、後日配付ができるか
と思います。よろしく願いします。ありがとうございました。

議 長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項、それぞれ報告が終わりました。内容等質問ござい
ましたら、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議 長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてあります。
議長に指名を一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、私のほうから指名をさせていただきます。議席番号5番小岩孝徳委員
及び議席番号6番小西正春委員の両名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

議 長（上村会長）

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の
説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書の3ページをご覧ください。

報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は11件、48
筆、39,035.00㎡の届出がありました。主な解約の理由は、第三者と貸借するため、
第三者と売買するためとなっています。詳細につきましては、事前配布のとおりと
なります。説明は以上です。

議 長（上村会長）

報告第1号につきまして、事務局の報告のとおり事前配布ということで目をと
おしていただけたかと思います。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言
をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりとい
たします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の7ページをご覧ください。

報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は20件受理し、受理通知を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方により継続して耕作されていくものと思います。

整理番号2番、8番、19番につきましては、相続手続きの遅れのため、司法書士から届け出がありました。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第2号につきましては、事務局の報告のとおりいたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

つづいて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局（星野係長）

議案書の9ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買1件、贈与1件、賃貸借2件、使用貸借2件の合計6件です。

整理番号1番につきましては、議事参与の制限によりまして、小岩委員には退席をお願いいたします。

（小岩孝徳委員退席）

整理番号1	申請地	*****	田	565 m ²
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	権利種別	所有権移転	売買	*****円

申請の理由は、農業経営の効率化を図るためです。申請地は、譲受人が耕作する農地に接していることからこれを取得し、隣接する田と一緒に耕

作したいとのことで話がまとまり申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

議長（上村会長）

整理番号1番につきまして、事務局の説明に続きまして地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

小西正春委員

整理番号1番ですが、この件につきまして、20日に**さんに電話で連絡し、また**さんとは会って話をしてきました。**さんの田んぼの効率化を図るため、二人で合意したということでございます。現地は雪のため確認していませんが、この地区は二人のほ場が主でございますので、他に何ら問題はないと思います。あとは事務局の説明したとおりでございます。以上です。

議長（上村会長）

整理番号1番につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。所有権移転売買に関する整理番号1番につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可することといたします。

（小岩孝徳委員着席）

整理番号2 申請地 **** 田ほか4筆 合計 517 m²

譲渡人 ****

譲受人 ****

権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、農業経営の効率化を図るためです。譲受人は隣接地を所有耕作しており、以前から申請地を所有権移転する話がありましたが、この度、贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、隣接地と共に今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号3番、4番は関連がありますので、まとめて説明いたします。

整理番号3 申請地 **** 田ほか13筆 合計 10,329 m²

貸付人 ****

借受人 ****

権利種別 貸借権設定 ****円

整理番号4 申請地 **** 田ほか12筆 合計 8,871 m²

貸付人 ****

借受人 ****

権利種別 貸借権設定 ****円

申請の理由は、経営規模拡大を図るためです。借受人はこれまで親戚の農作業を手伝うなどして、約 25 年ほど農業に従事してきましたが、同じ集落に住む整理番号 3 番の貸付人から、相続した農地の管理ができないため耕作してもらえないかとの相談を受け、また時期を同じくして、病を患い耕作できなくなった整理番号 4 番の貸付人より相談があったことから、耕作を引き受ける話がまとまり、申請があったものです。借り受ける農地の合計面積は 19,200 m²となりますので、下限面積条件を満たします。借受人は大型機械を所有していませんが、親戚の農作業を手伝う中で農業機械の操作もこなしてきています。また、今後は整理番号 4 番の貸付人が所有する大型機械を借りることになっています。借受人は意欲的で、経験年数も十分ありますので、効率よく耕作していくものと考えます。

整理番号 5 番と 6 番につきましては、農業者年金受給のための親子間での使用貸借権再設定となります。

以上、整理番号 2 番から 6 番まで、議案書に記載のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当しておらず、要件の全てを満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

それでは、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。整理番号 2 番につきましては、桑原委員が欠席ということで、事務局の報告のとおりといたします。

小岩孝徳委員

整理番号 3 番、4 番ですが、2 月 18 日に**さん宅を訪れ、話を聞いてきました。同じ件ですので、一括で説明させていただきたいと思います。まず、**さんですが、**さんの弟さんが**に居住していましたが、この弟さんが亡くなり農地を相続するというので、近場の**さんに農地を貸したいという意向でした。もう一人の**さんですが、今病気を患っており耕作ができなくなったため、近くの**さんに農地を貸したいという意向でした。そして借り手の**さんなんですけれども、昔、**に勤めていたこともあって、知識的には全然問題ないかと思えます。また設備も**さんのものを借りるということもありますので、この件は問題ないのではないかと思います。以上です。

議 長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種別に行います。

まず、所有権移転贈与に関わる整理番号 2 番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、貸借権設定に関わる整理番号 3 番、4 番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、使用貸借権設定に関する整理番号 5 番、6 番につきまして、申請どおり

許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番から6番まで、異議なしと認め許可することといたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の15ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は3件です。

整理番号1	申請地	*****	田ほか5筆	合計 2,157 m ²
	農地区分	第一種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	資材置場		
	転用目的	資材置場敷地		
	判断理由	住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため		

申請地は**地内の農地です。譲受人のグループ会社である**はコンクリート製品の製造をしており、事業の拡大に伴い完成品の置場等に苦慮しており、資材置場として申請地を利用するため申請があったものです。

整理番号2	申請地	*****	田ほか6筆	合計 1,964 m ²
	農地区分	第一種農地		
	権利種別	賃借権設定		
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	申請概要	資材置場		
	転用目的	資材置場敷地		
	判断理由	住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため		

申請地は**地内の農地です。借受人は建設業を営んでおり、申請地に隣接する土地を資材置場として利用しておりますが、事業の拡大に伴い資材置場が不足しており、資材置場として申請地を利用するため申請があつ

たものです。

整理番号3	申請地	*****	畑	266 m ²
	農地区分	第二種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	一般住宅2階建	1棟	
	転用目的	一般住宅建築用敷地		
	判断理由	周辺の宅地化が進んでおり、住宅、事業用施設又は公共施設などが連たんすることが見込まれる地区であるため		

申請地は**地内の農地です。譲受人は現在市営住宅に居住しておりますが、子供の成長に伴い居住が手狭となったため、申請地を取得し住宅を新築するため申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第2号、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

整理番号1番につきましては、事務局の説明のとおりといたします。

中澤正規委員

整理番号2番ですが、昨年11月に申請者から農振除外に併せて問い合わせがありまして、その時現地確認をしております。現地については周囲に影響を及ぼす場所ではないと思われますので、ご審議のほどお願いいたします。

吉田富美男委員

整理番号3番ですが、2月19日に**さんと面談してきました。**さんの所有しているこの畑は数年来耕作されてない状態であったのと、**さんは、**の出身で地元に戻りたいということでもあります。現地は雪がすごくて確認ができなかったんですけど、図面のとおりで建物が建つということですので、何ら問題ないと思います。以上です。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になしですので、採決に入ります。採決は番号順に行います。

まず、整理番号1番につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

つづいて、整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

つづいて、整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1番から3番まで申請どおり許可いたします。

魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の17ページをご覧ください。

議案第3号魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について、今月は編入2件及び除外4件の依頼がありました。

最初に編入について説明いたします。

整理番号1 申請人 魚沼市須原 953-1 長鳥中山間地協定
申請地 別紙1「編入土地一覧表(中家・池平地区)」のとおり
合計5筆 2,597㎡
変更理由 中山間地域等直接支払制度実施に伴う編入
申請地は、中山間地域等直接支払制度の実施に伴い、長鳥地内の対象農地を農用地区域に編入することについて、意見を求められたものです。

整理番号2 申請人 魚沼市今泉 1488-1 魚沼市土地改良区
申請地 別紙2「編入土地一覧表(東中地区)」のとおり
合計8筆 880.43㎡
変更理由 県営経営体育成基盤整備事業(東中地区)施工に伴う編入
申請地は、ほ場整備事業施工に伴い、施工地域内の農地、道水路等を農用地区域に編入することについて、意見を求められたものです。

続いて、除外についてです。

整理番号3 申請人 ****
申請地 **** 田 918㎡の内 350㎡
変更理由 農家住宅建築用敷地とするための除外
申請地は**地内の農地です。申請人は両親等と同居しておりますが、子供の成長に伴い住居が手狭となったため、祖父の所有する申請地を借受け、申請地を住宅用敷地として転用するため除外の申請があったものです。

整理番号4 申請人 ****
申請地 **** 田ほか3筆 合計2,144㎡
変更理由 駐車場敷地とするための除外
申請地は新保地内の農地です。申請人は市内で複数の福祉施設を運営している社会福祉法人ですが、申請地に隣接するデイサービスセンターの駐

車場が不足しており、申請地を駐車場として転用するため除外の申請があったものです。

整理番号5 申請人 ****
申請地 **** 雑種地 217 m²
変更理由 駐車場敷地とするための除外
申請地は**地内の雑種地です。申請地に隣接する運送会社の駐車場が不足しており、申請地を駐車場として転用するため除外の申請があったものです。

整理番号6 申請人 ****
申請地 **** 田ほか2筆 合計 1,799 m²
変更理由 事務所、倉庫及び資材置場敷地とするための除外
申請地は**地内の農地です。申請人は設備会社を営んでおり、自宅敷地等を事務所等として利用していますが、事業の拡大に伴い資材置場等が不足しており、申請地を事務所、倉庫及び資材置場として転用するため除外の申請があったものです。

説明については以上です。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

それでは、特にないようですので、採決に入ります。議案第3号魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定についての整理番号1番から6番まで、申請どおり変更及び決定をしてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

農用地利用集積計画の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書の21ページをご覧ください。

議案第4号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定） 件数 49件

筆数 241 筆
面積 216,397.61 m²

所有権移転 件数 2 件
筆数 12 筆
面積 18,109.00 m²

利用権設定の詳細につきましては、事前配付のとおりとなります。

次に、所有権移転につきまして、34 ページをご覧ください。

整理番号 1	所有権を移転する農用地	*****	田ほか 5 筆
			合計 2,743 m ²
	所有権を移転する者	*****	
	所有権の移転を受ける者	*****	
	所有権移転 売買	対価	*****円
整理番号 2	所有権を移転する農用地	*****	田ほか 5 筆
			合計 15,366 m ²
	所有権を移転する者	*****	
	所有権の移転を受ける者	*****	
	所有権移転 売買	対価	*****円

整理番号 1、2 につきましては利用権設定の 26 ページの整理番号 19、それと 28 ページ整理番号 26 に所有権の移転を受ける者**から**への利用権設定がなされております。

通常、農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条において、譲受人が自ら耕作することが要件とされておりますが、同条第 3 項第 2 号ただし書きで、農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が当該農地所有適格法人に当該土地について利用権の設定等を行うため、利用権の設定等を受ける場合は、この限りでない。とされていることから、このような取り扱いとされています。

以上、農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第 4 号農用地利用集積計画の決定についての説明が事務局からありました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。議案第 4 号農用地利用集積計画の決定についての、事務局の報告のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

その他

特になし

議 長（上村会長）

本日の報告並びに議題、それぞれの事項につきまして慎重審議をいただきました。
大変ありがとうございました。

（時刻は 14 時 10 分）

上記会議の内容は、令和 3 年度第 1 1 回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議 長

議席番号 番

議席番号 番
